

## 生駒市消防本部訓令甲第6号

生駒市消防職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月19日

生駒市消防長 藤田 隆文

### 生駒市消防職員表彰規程の一部を改正する訓令

生駒市消防職員表彰規程（昭和49年7月生駒市消防本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市消防本部に職を奉ずる団体及び個人（以下「職員等」を「本市の消防職員又は課、係、署隊その他これらに類するもの（以下「団体」に改める。

第2条中「表彰状」の次に「を授与し、又はこれに」を加え、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 市民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護するため、一身の危険を招くおそれがあるにもかかわらず、敢然として任務を遂行した者
- (2) 前号に定めるもののほか、特に表彰することが適当と認められる者

第4条 削除

第5条中「1に」を「いずれかに」に、「前2条の表彰」を「第3条の表彰を受ける」に、「行う」を「行う。」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 職務上の成績が優秀であって、他の模範と認められる者

第5条第5号中「職務に関し業績があつた者」を「特に表彰することが適当と認められる者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職務の内外を問わず、職員全体の名誉を高めるような善行があった者

第6条第1項中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第2項中「5年毎」を「10年以上在職した場合」に改め、同条第3項中「前2項の」を「前2項における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項における在職期間の計算にあつては、停職及び休職の期間を在職年数として通算しないものとする。

第7条中「消防本部総務課長又は消防署長」を「消防本部の課長又は消防署の署長、副署長並びに分署長」に、「第2条各号の1に」を「第3条各号又は第5条各号のいずれかに」に改め、「まで」を削る。

第9条中「同じ」を「同様とする」に改める。

第10条中「翌年1月10日までに」を削り、「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「2年間」を「2年」に改め、同条第2号中「1年間」を「1年」に改め、同条第3号中「又は消防長訓戒」を削る。

第12条第1項中「5名」を削り、同条第2項中「充て、委員は、次の各号の1に該当する消防職員をもって」を削り、同項各号を削り、同条に次の2項を加える。

3 委員は、消防本部の次長及び所属長等をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、委員長が必要があると認めるときは、任期を定め、消防職員のうちから委員を任命することができる。

第14条中「4名」を「の半数」に改める。

第16条中「1に」を「いずれかに」に、「必要あり」を「必要がある」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 現に逮捕され、起訴され、又は刑に処せられたとき（刑の執行が終了し、又は刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）。

第16条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でない認められるとき

第17条第1項中「表彰状及び記念品は、その遺族に支給する」を「その者の遺族に対して、第2条の規定による授与を行う」に改め、同条第2項中「遺族とは」を「遺族の範囲及び順位は」に、「をいう」を「とする」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第19条を次のように改める。

第19条 消防長は、消防職員以外の団体又は個人に対して、次の各号に掲げる事項について、この訓令に準じて功労があると認めるときは、表彰状又は感謝状を授与することができる。

(1) 水火災その他の災害において、一身の危険を招くおそれがあるにもかかわらず、予防、警戒、鎮圧等に対する協力があつたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、消防行政の運営に対する協力があつたとき。

附 則

この訓令は、平成25年12月20日から施行する。